

第2章 戦争の放棄

第9条 (戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**

②前項の目的を達するため、**陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。**、**国の交戦権は、これを認めない。**

第3章 国民の権利及び義務

第10条 (国民の要件) 日本国民たる要件は、**法律でこれを定める。**

第11条 (基本的人権の享有) 国民は、すべての**基本的人権**を**妨げられない。**、この憲法が国民に保障する基本的人権は、**侵すことのできな**

第12条 (自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の**不測の努力**によって、これを保持しな

第13条 (個人の尊重と公共の福祉) すべて国民は、**個人として尊重**される。**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。**

第14条 (法の下の平等) 貴族の禁止、衆議) ①すべて国民は、**法の下の平等**を有する。②**人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。**

第15条 (職員の選任及び罷免) ①すべて国民は、**公正な選挙の投票権を具備する**。②**公務員は、全体の奉仕者として、その職権の行使に専ら従ふこととする。**

第16条 (選挙権) ①**凡そ日本国民は、選挙権を有する。**②**選挙権は、満二十歳以上の国民に属する。**

第17条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第18条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第19条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第20条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第21条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第22条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第23条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第2章

第9条 凡そ日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権の発動たる戦争、宣戦布告により開始される戦争、国際法上の戦争をいう。**

第10条 日本国民たる要件は、**法律でこれを定める。**

第11条 国民は、すべての**基本的人権**を**妨げられない。**、この憲法が国民に保障する基本的人権は、**侵すことのできな**

第12条 自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の**不測の努力**によって、これを保持しな

第13条 (個人の尊重と公共の福祉) すべて国民は、**個人として尊重**される。**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。**

第14条 (法の下の平等) 貴族の禁止、衆議) ①すべて国民は、**法の下の平等**を有する。②**人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。**

第15条 (職員の選任及び罷免) ①すべて国民は、**公正な選挙の投票権を具備する**。②**公務員は、全体の奉仕者として、その職権の行使に専ら従ふこととする。**

第16条 (選挙権) ①**凡そ日本国民は、選挙権を有する。**②**選挙権は、満二十歳以上の国民に属する。**

第17条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第18条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第19条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第20条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第21条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第22条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第23条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第24条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第25条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第26条 (選挙の秘密) ①**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**②**選挙の秘密は、これを侵してはならない。**

第17条 (国及び公共団体の賠償責任) 何人も、公務員の**不法行為**による損害を賠償する責任を負ふ。賠償の請求は、**法律でこれを定める。**

第18条 (双務的拘束及び苦役からの自由) 何人も、いかなる**双務的拘束**も受けない。又、犯罪に因る**処罰**の場合を除いては、その意に反する**苦役**を課せられない。

第19条 (思想及び良心の自由) (**思想及び良心の自由**)は、これを侵してはならない。

第20条 (信教の自由) (**信教の自由**)は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から**特権**を受け、又は政治上の**権力**を行使してはならない。

第21条 (集会・結社・表現の自由、通信の秘密) (**集会・結社及び言論**)は、これを保障する。出版その他一切の**表現の自由**は、これを保障する。

第22条 (居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由) ①何人も、**公共の福祉**に反しない限り、**居住、移転及び職業選択の自由**を有する。

第23条 (学問の自由) (**学問の自由**)は、これを保障する。

第24条 (家族生活における個人の尊厳と両性の平等) ①**婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本とし、相互の協力により、維持されなければならない。**

第25条 (生存権、国の社会的使命) ①**すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。**

第26条 (教育を受ける権利、教育の義務) ①**すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。**

②**すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を強制する義務を負ふ。**

第17条 不法行為、被害または損失に
よって他人の権利を侵害す
る行為

第18条 苦役、罰金、罰金、罰金

第19条 思想及び良心の自由、良心
の考え方の自由

第20条 信教の自由、どんな宗教を信
じてもよい自由と、宗教を
信じない自由

第21条 結社、女性の目的をもつや
が組織する組織的な団体、
会社、労働組合、政党など

第22条 居住、移転及び職業選択の自由、
外国に居住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない

第23条 学問の自由、①学問研究の自
由、②研究の発表の自由、
③大学の自治をふくむ

第24条 婚姻、結婚すること、
配偶者、おたがいの結婚

第25条 健康で文化的な最低限度の
生活、単に生物的に生
きてでなく、人間の尊
厳を重んずる生活

第26条 教育、社会福祉、社会的
必要を教養を授け、
社会保障、国家が
公的扶助などに
よって生活の保障
をなすこと

第27条 選挙権、凡そ日本国民は、
選挙権を有する

第28条 選挙の秘密、選挙の秘密は、
これを侵してはならない

第29条 選挙の秘密、選挙の秘密は、
これを侵してはならない

第30条 選挙の秘密、選挙の秘密は、
これを侵してはならない

第31条 選挙の秘密、選挙の秘密は、
これを侵してはならない

第32条 選挙の秘密、選挙の秘密は、
これを侵してはならない

第33条 選挙の秘密、選挙の秘密は、
これを侵してはならない

第34条 選挙の秘密、選挙の秘密は、
これを侵してはならない

第35条 選挙の秘密、選挙の秘密は、
これを侵してはならない

第36条 選挙の秘密、選挙の秘密は、
これを侵してはならない